

声をあげる、立ち上がる市民

自由と人権 通信

liberty & human rights NEWS

NO.53 (2025.3.13)

編集・発行：「自由と人権」榎本 (090-1884-5757)

ホームページ <http://www.bbm-a.jp/~eno-takanosu1737/jiyu/index.htm>



「自由と人権」HP

目次

- ① 盾木弘「主語」・弐雄二「鬼瓦よ」 / 『いのちの芽』に寄せて 2 P1~2
- ② 住民訴訟控訴審判決を受けて・裁決書が届く P3~6
- ③ 「小学校～それは小さな社会～」を見て P6~8
- ④ コラム「自治体職員の名刺」 P8
- ⑤ 「戦争こりごり・原発……党宣言25」 P8~9
- ⑥ 「追加報告」「学術会議法人化法案」後記・案内 P10



ご自由にお持ちください

盾木弘

一九一四年栃木県の農家に生る。一九三八年全生園に入園。現在詩誌「灯泥」編集同人

主語

れ。ぶらだけが俺たちの天地
どうして

美しい詩などが生れるだろう

春の花も 風に散る柳の緑も

青葉の光りも 時鳥かっこうの音も

それはれ。ぶらの助詞にすぎない

天恵と 天刑は

れ。ぶらの形容詞

宿命と 悲惨は永遠の副詞

山の暮れ 野の黄昏れは

れ。ぶらの動詞

一葉落ちるのもその類だろう

自暴自棄ジャクと自殺は接続詞

信頼と敬虔も同様だ

天国と 地獄はそれに続く

新薬出現 全治癒は未然形

咽喉切開が終止形

これらの活用はみんな暗い

だが たったひとつ

地にしがみつき根を張って

生きてゆくいのちのしずかな感動詞がある

こんな俺たちの主語 れ。ぶらに

天地のどんなしめりが どうして

美しい詩をうたわせよう。

【レプラ (Lepra) とは、ラテン語でハンセン病を意味する言葉】

銜雄二

一九三二年東京に生る。高小卒、一九三九年発病、多磨全生園に入所。その後、楽泉園に移った。全生園にいたとき國本昭夫編集の「灯泥」の同人であった。ユマニテ青年誌人クラブ会員。

鬼瓦よ

僕は、地べたを這い
赫土の香気をかぐ。

ときどき空をみる。

鬼瓦よ。

地上に僕という小さな呪咀者がいるのだ。

おまえの顔もすごいな。

おまえの顔の後に月がいる。

おまえの上を鳥が飛ぶ。

鬼瓦よ。

おまえをみていると僕は勇気がでる。

呪咀する勇氣。

その中に微かな純血性がある。

太陽と

気流の層。

鳥は飛ばなければならぬ。

獣は地を這わねばならぬ。

僕は、歩かねばならぬ。

僕は鬼瓦に危険信号を視た。

『いのちの芽』に寄せて2

編者の大江満雄が作者の「略歴」を示すことにこだわったことは前号でも紹介したが、以下に、本書「解説」からそのことを記した大江の文章を掲載する。

略歴をくわしく書くということに、はじめは編集協力委員さえ躊躇していました。それは世間が癪を必要以上に怖れていることを考えての、家族たちへの心くばりからだといえます。私はそれを知りながら、この詩集の意義の一つは略歴をつけることにもあると思い、数人にはなるべくくわしく、事実を書くことを希望しました。略歴の中には公表しないで私だけの胸に止めるべきものもあり発表は簡単にしていますが、四十年前の浮浪ライ対象の療養所とちがって、今日の療養所は近代性をもったものですから、患者にも教養ある人々がいるということを明らかにし可能なかぎり秘密にしない方がよいと思いました。

略歴は各詩人を理解する上に役立つだけでなく、「戦争とライ」の関係を一層考えさせました。

なお、(前号にも載せた)左の、指の欠損した手の挿絵は、療養所内の子どもたちから募集したものの一つであると記されている。



住民訴訟控訴審判決を受けて

2月27日午後、東大和市長を被告とする住民訴訟（「訴訟代理人弁護士への確定判決前の成功報酬支払は公金の違法支出に当たるので、当該弁護士に支払った成功報酬の返還請求を行え」というもの）の控訴審判決言い渡しがありました。

判決は地裁判決をそのまま認めるもので、控訴棄却でした。初めから過大な期待は抱いてはいませんでした。それでもどこかで「もしかしたら」という思いがあったことも事実であり、無念ではあります。

唯一の救いは、3名もの傍聴者が来てくださったことです。本当に心強く感じました。

判決文は右のQRコードからご覧いただけます。また、自由と人権のHPにも掲載しました。



判決文の内容で大いに問題があると思われるのは以下の内容です。

本件委託契約に基づく成功報酬請求権は、民法648条の2にいう「委任事務の履行により得られる成果」である控訴審判決の言渡しにより確定的に発生し、市は経済的利益を取得し、債権者である橋本弁護士との間で、本件成功報酬の支払合意がされたものと認められる。（4頁1～4行）

控訴審判決が確定したかどうかは橋本弁護士の報酬の発生には何ら影響しない（同頁10～11行）

委任者の報酬について定める民法648条及び648条の2は、いずれも当事者がこれと異なる合意をすることを許容する任意規定であって、それは一方の当事者が地方公共団体である場合でも同様であるから、本件成功報酬の支払合意の効力が民法648条及び648条の2の規定により左右されることはない（同頁12～16行）

※下線は引用者。以下も同じ。

ここでは、市と弁護士間で締結された訴訟事務委託契約書があることを根拠に、また、民法第648条が任意規定（当事者間の合意により法の規定を変更できる）であることをもって（陳情裁判の）控訴審判決を得たことによって市の経済的利益が確保されたので、成功報酬支払は違法ではないとしているのです。

しかし、民事訴訟法第116条には以下のようにあります（本条文はカッコ付きの文が多く分かりづらい。カッコ内の文を省略しても法文の趣旨は変わらないと判断し、省略した部分に【中略】を入れた）。

第116条 判決は、控訴若しくは上告【中略】の提起、【中略】若しくは第378条第1項の規定による異議の申立てについて定めた期間の満了前には、確定しないものとする。

2 判決の確定は、前項の期間内にした控訴の提起、同項の上告の提起又は同項の申立てにより、遮断される。

つまり、①上訴（控訴・上告）期間内（判決文を入手した翌日から14日間）までは、当該判決は確定しない、②上訴された場合も、上訴審判決が出るまでは当該判決は確定しないということです。

また、地方自治法第232条の5には次のようにあります。

第232条の5 普通地方公共団体の支出は、債権者のためでなければ、これをする事ができない。

2 普通地方公共団体の支出は、政令の定めるところにより、資金前渡、概算払、前金払、繰替払、隔地払又は口座振替の方法によつてこれをする事ができる。

※「これ」とは支出のこと。（引用者注）

原告の主張は、確定しない判決（本件の場合控訴審判決→市側勝訴）をもとにした市側の経済的利益確保は根拠がなく、公費から成功報酬を支払うことは違法であるというものです。原告は2022年11月24日に上告状等を提出し、最高裁判決は2023年8月4日に出たのです。したがって同年8月3日までは控訴審判決は確定していません。

ところが前記の通り、本控訴審判決では民法第648条が任意規定であることをもって、「控訴審判決が確定したかどうかは橋本弁護士の報酬の発生には何ら影響しない」としています。

しかしもし仮に民法第 648 条が任意規定であるとしても、上記のごとく民事訴訟法の規定に背くような成功報酬支払合意は「公序良俗に反する」（民法第 90 条）と言うべきであり、当該合意は無効とされるべきなのです。すなわち、2022 年 11 月 21 日時点では橋本弁護士は成功報酬を受けるべき「債権者」であるとは言えず（地方自治法第 232 条の 5 に違反）、本控訴審判決は法令の適用・運用に誤りがあるということになります。

今後はこのような主張を前提に上告を検討していきますが、何かご意見（特に異論・反論）などありましたら、お伝えいただけるとありがたいです。

裁決書が届く

【審査会答申について】

本年（2025 年）2 月 13 日に、審査庁（東大和市教育委員会）より情報公開審査請求【※1】に係る裁決書が届きました。結論からいえば審査請求を棄却するというものです。

この裁決書自体にはあまり詳しいことは書かれていませんので、本裁決書が棄却の根拠としている同市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」と略す）の答申（【資料 1】参照）について、その不当性について述べるとともに、処分庁の答弁書とその訂正内容に対する批判に代えます。

すでに明らかにしているように、審査請求人の主張は（1）当該訴訟事件番号の不開示（墨塗り）は本人情報に係るものであり、プライバシーの侵害などの恐れはなく、不開示は不当である、（2）振込先口座情報のうち銀行名まで不開示としたことは同市情報公開条例の拡大解釈である、というものです。

【情報公開条例の本旨】

そもそも情報公開条例とは市民の「行政文書の公開を請求する権利」を定めるものであり（第 1 条）、「非公開情報」（1 号～7 号）を除いた行政文書の公開を行政機関に義務付けている（第 7 条）です。条例の本旨からすれば、たとえ 1 号～7 号にあたるといえども、行政機関はその拡大解釈を厳に慎むべきであり、公開しても支障のないような工夫をすべき義務があるといえます。しかし本答申はこれに反する対応（事件番号が一体のものであるとしてすべて非公開としたこと、また、銀行名を開示することで「公共安全と秩序」（同条例 7 条 4 号）等が侵される恐れが存在することを具体的に示さず、これを非公開としたこと）に終始している極めて不当なものです。

【非公開理由の変更】

答申では、処分庁（同市立中央公民館）が銀行名非公開の根拠とした同条例第 7 条 2 号から 4 号に変えたことに対し、審査請求人から反論書の歳出がなかったことをもって「条例第 7 条第 3 号に該当するかどうかの判断を要しない」（5 頁）としています。

処分庁が根拠を第 2 号から 4 号に変えた理由は、（1）非公開情報に当たる第 2 号が「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、」とあることから、当該弁護士が個人事業主であり「事業を営む個人」に該当すること、（2）同市「情報公開事務の手引」の 43 頁に「法人等の競争上の地位が具体的に侵害されると認められる場合」とあることからであろうと推察されます。

しかし、東京地方裁判所民事第 38 部（平成 15 年 9 月 16 日判決言い渡し）の判決文を引用しておきながら、同市条例第 7 条第 4 号（訂正前は「第 3 号」でした）に該当するということのみ訂正するのは矛盾しています。なぜなら、同判決にある「情報公開法 5 条 2 号イ」とは法人その他の団体の情報について定めたものであり、これに対応する同市条例は第 7 条 3 号あり、同判決を根拠とすることは相当ではないからです。

とはいえ、振込先の銀行名の非公開は情報非公開の拡大解釈であると審査請求人は指摘しているのであって、非公開情報の何号に当たるかは問題ではないのです。

【情報非公開の一貫性】

答申では、処分庁における事件番号非公開に関しての一貫性のなさについて、根拠とした判決の認識時期の違い

であると「理解」した（5頁「付言」とあります。

審査会はこれを軽微なことのように書いていますが、行政にとってこのような一貫性のなさは重大であり、また、弁護士数人が加わっている審査会（審査委員名中3名が弁護士）で「判決認識時期の違い」を認めるなどと言うことは、法に携わるものとして失格です。「認識時期の違い」で行政による処分の誤りが許されるのであれば、すべてこのような理由で許されてしまいます。

このような重大な失態を一片の「付言」で済ますことは、審査会の存在意義すら疑われる、身内に対する大甘な対応（本来であれば最低でも注意勧告が必要）と言われても仕方ないでしょう。

【音声データ消去について】

答申では2024年8月21日に行われた口頭意見陳述について一切触れていません。

審査請求人が意見陳述で主張したことは以下の3点です。

- (1) 個人情報非開示を適法とした名古屋地裁判決（平成14年10月30日）は、2003年の個人情報保護法施行以前のものであり、これを非開示の根拠とすることは相当ではない。
- (2) 東京地裁判決（平成15年9月16日）について
ア、弁護士振込口座情報非公開の根拠としているが、これは2001年のテロ対策特別措置法に関する判決であり、現在とは時代も状況も異なり、取引口座情報商法（本件では銀行名）を非開示とすることは適切ではない。
イ、東大和市のそれとは異なり、発議者の印影を不開示としている本判決を、代理人弁護士の取引口座印影非開示の根拠とすることはご都合主義的である。
- (3) 処分庁における事件番号非公開の一貫性のなさ（【情報非公開の一貫性】参照）
口頭意見陳述記録の誤りを審査請求人から指摘された審査会担当課である総務部総務課は、音声データを消去してしまったため、その確認ができず、総務課の作成した（誤った）記録と審査請求人の主張を文書化したものを審査会に提出したとしています。しかし審査会答申では音声データを消去してしまったことについて記述も批判もしておらず、極めて不適切です。

【※1】 審査請求の流れを審査庁裁決書提出までを時系列に沿って記すと以下のようになる。

（期日は発行日または実施日）。

- ①2023年12月19日 情報公開・個人情報保護審査請求提出
（訴訟事件番号と弁護士報酬振込先銀行名等の墨塗りは不当との主張）
- ②2024年3月15日 処分庁（同教育委員会中央公民館）より弁明書（本請求の棄却を求める内容）送付
- ③同年4月15日 審査請求人（わたし）「反論書」を提出
- ④同年7月24日 審査会諮問通知書（同市教育委員会が審査会に諮問したことを審査請求人に通知）
- ⑤同年8月21日 審査請求人・処分庁（同市立中央公民館）口頭意見陳述
審査請求人「『反論書』訂正と補足」を同審査会に提出
処分庁「弁明書」の訂正（8月20日付け）を審査請求人に手交
（振込先を墨塗りにした根拠を、同市情報公開条例7条2号から同条4号に変更）
- ⑥同年8月28日 当日の審査会の資料と口頭意見陳述の記録部分のみの交付を総務部総務課に請求
- ⑦同年月日不明 総務部より意見陳述の記録、および審査会の資料提供される。
※記録意見陳述した内容が誤って記載されていたことを発見
音声データは削除してしまったとのこと。
- ⑧同年9月30日 「第1回情報公開・個人情報審査会口頭意見陳述（8月21日）記録について」を総務課に提出（記録の訂正と。音声データの管理に方法の改善要望する内容）
- ⑨同年12月上旬 「音声データ管理の要求について（回答）」11月28日付文書総務課より届く
（録音は文書化するまでの補助手段であり、目的を達成したのちは消去することに変わりはない。）
審査委員会には総務部が記録したものと、当方が訂正した文書を並列して提出するとのこと。
- ⑩同年12月16日 東京地裁立川支部に損害賠償請求（【資料2】参照）を提訴。

- ⑩同年 12 月 26 日 審査会答申発出（処分は妥当）
- ⑪2025 年 2 月 12 日 審査庁裁決書（審査請求の棄却）

【資料 1】 東大和市情報公開・個人情報保護審査会答申



【資料 2】 損害賠償請求訴状（2024 年 12 月 16 日東京地裁立川支部提出）



※訴状提出は 12 月 16 日だったが、後日補正をしたため、日付は 26 日となっている。



「小学校～それは小さな社会～」を見て

「6 歳児は世界のどこでも同じようだけれど、12 歳になる頃には、日本の子どもは“日本人”になっている」
上の言葉はこの映画を紹介するサイトにある標語です。この映画の大筋は、良くも悪くもまさにこの言葉通りです。

「小学校……」は、世田谷区のある小学校に入学した 1 年生と卒業学年である 6 年生の生活を中心に、学校の 1 年間の日常を描いたドキュメンタリー映画です。結構話題になっているのと、元文部科学事務次官の前川喜平さんがこの映画を批判的に評していた（東京新聞記事参照）ので、気になって見に行きました。

ここに登場する教師たちは誰も「善良な人たち」です。中には早朝から出勤することをいとわない教員もいます。どの教員も熱意と愛情をもって子どもたちと接しているように見受けられます。子どもたちに対し良かれと思っていることは間違いないでしょう。

新入生は正しい手のあげ方、正しい廊下の歩き方、正しい掃除の仕方、正しい配膳の仕方を指導され、一つひとつを身に着けていきます。下駄箱では上履きの正しい入れ方、正しい並べ方がなされているか、それをチェックするのも子どもたちです。それらを段階評価し、正しくない並べ方をしているとタブレットで撮影し証拠とし残します。滑稽なくらい秩序立てられた学校生活ですが、監督はこれをマナーの習得、社会性の確保として評価しているようです。子供たち一人ひとりには困難な課題に挑戦し、厳しい教員の対応に、時にはくじけ、泣き出しそうになりながらもついにやり遂げ、達成感を味わうという感動的な場面もカメラはとらえています。

保護者の中にはこんな学校に通わせたいという人もいるのだろうなと思いました。しかし、子どもたちにとってはどうでしょうか。ぼくは行かなくてすむのなら学校にはきっと行かなかっただろうけれど、選択可能な義務であればこんな学校は選ばないでしょう。

教員向けの校内研修で、國學院大学の杉田洋教授が次のような講話を述べるくだりがあります。

日本の学校教育は、授業だけでなく生活全般にわたって指導するという特徴を持っている。特別活動として指導されているそれは、かつての軍国主義教育に対する反省から、民主化の一環として作られたカリキュラムであるが、集団主義的な危険な側面も持っている。指導する者はこのことを心に留めておく必要がある。話の要旨は、このようなことでした。

杉田さんの話した内容の可否はぼくにはわからないけれど、社会や学校に対する批判的な指摘は当を得ている部分があるとは思いました。問題は、翻ってこの学校、そしてこのような学校を代表とする日本の状況をどう認識するかです。特別活動にとどまらず、学校生活全般が集団主義的な規律と管理によって支配されている現状は、子どもたちの今にとってどうなのか。カメラはそこまで掘り下げません。前川さんのコラムにあった批判はすべてこのことに行きつきます（文部科学事務次官まで務めた人がそのような批判をする違和感は措くとしても、です）。

杉田さんは当然この学校を見学されたのでしょうか。「指導」すべき現象はゴロゴロと転がっていたはずで、一般論でなく、具体的にそのことを指摘しなかったのでしょうか。もし杉田さんがアクションを起こさなかったのだとすれば、講話で述べたことは何だったのだろうと思わざるを得ません。

この映画を見た欧米の人たちの感想として、日本の集団主義的な教育にコミュニティづくりのヒントを見出す感想があるそうです（「小学校……」サイトより）。子どもたちの学校生活に、コミュニティの萌芽を見つけるか、

軍国主義との類似性を見出すか、それは人それぞれかもしれませんが、しかし厳しく言えば、見出す風景はその人の思想性を映し出しているとも言えます。

この映画を見る前に、以前に逃してしまった映画「教育と愛国」というドキュメンタリーをネットで探して見てみました。「教育と愛国」は、政権による露骨な教科書攻撃を追ったものです。

2014年の教科書検定基準改定をきっかけに、日本帝国主義による植民地からの強制連行や従軍慰安婦の表記、日本軍が関与した沖縄の集団自決についての表記が2021年には歴史教科書から一斉に消されました。学術研究の成果である事実が、政府の公式見解と異なるという理由からです（この問題は、菅元首相による日本学術会議会員6名の任命拒否問題とも通底していると言えます）。

また、それまでは教科内外（各教科・特別活動）で指導するとされていた道徳教育（それですら肯定的に受け止めることはできません）が、2018年度からは小学校で、2019年度からは中学校で「特別の教科」として導入され、評価までされるようになりました。その中で愛国が指導の対象となったのです。

教育の自由は守られるべきです。しかしその自由がどんどん削られていく状況に教育現場（教育労働）はありません。戦後かろうじて守られてきた「教育行政」の中立性は、今や政治権力によってズブズブにされています。

教科書攻撃は教育行政への露骨な介入でした。それは教育行政の中立性を侵すものです。背景には「新しい歴史教科書を作る会」の動向もあり、安倍元首相は「政治によって教育を変える」と豪語さえしていました。その象徴が教科書攻撃であり、道徳の教科化です。2014年には教育委員会制度が改定され、「教育総合会議」などとして自治体の首長が教育に介入する口実を与えるものとなっています。

「小学校……」の教員たちはこれらの背景をどのように受け止め、どのように対処したのでしょうか。それとも国の指示だからと当たり前のこととして受け止め、熱意と愛情をもって子どもたちを「指導」したのでしょうか。ぼくにはそれがとても怖いことのように思えます。斜に構え、冷やかにこれを眺める視線さえ持ちえないまでに「純化」された教員集団の姿は、子どもたちにそのまま投影されます。

映画は現実をそのまま映し出しているように見えますが、そこに批判的な視点は感じられず、むしろ集団教育の成果、社会性の獲得としてこれをたたえているかのごとくです。

冒頭に掲げたこの映画を紹介するサイトの言葉は次のように言い換えることも可能です。

「こうして子どもたちは『日本人』に作り変えられていく」

ぼくが以前に読んでいた書物の中では、欧米の人たちから見た日本の学校教育は軍隊を連想させるというもので、批判的な対象となっていました。時代が違うのかもしれませんが、「小学校……」サイトで紹介されている他国からの賞賛と評価の声とは正反対であったことは覚えています。

「小学校……」を見ていて唯一救いと思える場面がありました。それは合奏途中で失敗を繰り返して、厳しい指導に泣き出してしまった子どもに対して、自信をつけさせるための声掛けをし、ずっと寄り添い続けることを約束する教員の姿です。

最終的には、この子も本番で演奏をこなすことができ、自信を取り戻す場面をカメラは映し出します。その意味では、「厳しい指導→折れそうになる心→克服して達成感を得る」というお定まりの展開であり、これも教員間の役割分担と言えなくも

**本音の
コラム**



「小学校」それは小さな社会」という映画。見ていて苦しくなった。冒頭は、新1年生が家庭内で給食の配膳の練習をする場面。さらに教室の机を目測しながらまっすぐに並べる児童の姿が映る。新1年生の担任教師は「腕を耳に当てて」と拳手の仕方を教える。6年生の担任教師は、体育の授業の開始時刻に全員がそろわなかったことを厳しくしかる。提出物を忘れた児童にはタブレットを取り上げる罰を与える。音楽教師は、合奏の練習で暗譜してこなかった1年生を叱責する。教師は児童に「殻を破る」よう促すが、破った先には、教師の規範

意識にかなう児童像だ。教師の規範意識は確実に児童間の同調圧力になる。脱いだ上履きはかかとをそろえて置くこと。係の児童は靴箱の中を点検して○や△で評価し、タブレットで証拠写真を撮る。教室では背筋を伸ばして着席すること。係の児童は各人の座り方を点検し、正しく着席した者の名を挙げる。コロナ対策でマスクを着用すること。マスクをする児童が、マスクをしない児童を「良くないね」と言う。こうして規律正しい「良き日本人」がつけられる。ここには障害のある子も、外国ルーツの子も、性的マイノリティの子も、不登校の子も登場しない。この映画の英題は「The Making of a Japanese」だ。(現代教育行政研究会代表)

2024.12.29

ありません。それでも、子どもと寄り添おうとするこのような教員の存在は信じたい。そうでなければ学校というところは完全に救いのない絶望的なところになってしまいます。

自治体職員の名刺

ぼくは会社勤めをしたことはありませんが、入社すれば会社が名刺を作って支給してくれるものだと思っていました。もちろん、会社といっても業種や部署は様々です。そのすべてで名刺を作ってくれるとは思いませんが、少なくとも外回りを主たる業務とする外交・外商部門や、外来者に対応することの多い渉外担当などの部署では名刺が必要になるので、会社が社名と所属部署名を入れた名刺を持たせるのが当たり前であり、会社にとっても有益なことです。

ところがこんな常識が公務員の世界では通用していません。地元の東大和や隣の東村山で市の職員に聞いたところ、みんな自費で作っているようなのです。地元東大和では当市のロゴが「ただで」入れられるので、喜んで作っているフシもありました。「なんで自費で作るの？」と聞くと、中には「市の負担が大変だから」と答える「人のいい」職員さえいました。市職員組合の中心メンバーでさえ例外ではなく、これにはビックリ。本来であれば、組合が率先して公費での名刺支給を要求すべきところでは。

今年の2月13日の東京新聞に、札幌市が職員の名刺を原則公費負担とすることを決めたという記事が載っていました。ネット（同紙掲載の「ジチタイワークス」）で見ると、90%以上の公務員が自腹で名刺を作っているようです。しかし一部（三重県・川崎市など）では、公費での名刺（等）の作製がなされています。

会社などと同じで、すべての部署で必要になるとは思いませんが、窓口業務など、市民と触れ合う部署では公費での名刺支給は必要でしょう。ひいては市民サービスにも結び付くことにもなります。市長などの幹部職員は公費で負担しているのしょうから、少なくともそれを必要な部署に広げていくよう努力すべきです。



戦争こりこり、原発まっぴらごめん党宣言25

今年も「戦争こりこり、原発まっぴらごめん党宣言」（適宜「戦争こりこり・原発……党宣言」と略す）を作りました。

体調が悪く駅頭や集会などで配れる自信もないので、どうしようと思ったのですが、戦後80年、ここで作らなくてど〜する、という思いで発注しました。

そんなわけで、配布は基本的に「他力本願」です。どうぞ皆さんご協力ください。

数量は1000部、表面カラー、裏面モノクロ、昨年・一昨年と同じです。文面は少々手直ししましたが、大まかには同じです。

配布のタイミングとしては3.11、5.3、8.6、8.9、8.15、12.8などが考えられます。しかし、トピックにこだわる必要はなく、来年2月までであれば内容的には問題ないはずで。

★チラシ配布を引き受けてくださる方は、必要部数と送付先を電話か、右の申し込みフォームでお知らせください。
10枚でも100枚でも、ご希望の枚数を無料で送ります。



「フリー版・戦争こりこり、原発まっぴらごめん党宣言」
 ～団体名（個人名）・主張を自由に書き込むことができる～

★今年「フリー版・戦争こりこり、原発まっぴらごめん党宣言」も用意しました。
 「自由と人権」に関する記述をすべて削除し、代わりに団体名（個人名）や主張を書き込めるスペースを設けました。
「自由と人権」名があることで「戦争こりこり、原発まっぴらごめん党宣言」を利用することに抵抗がある方は、こちらをご利用ください。

※「フリー版」は自由と人権 HP「憲法 T シャツ」のページからダウンロードできます。
 Word ファイルですので、「団体名（個人名）」や「主張」を自由に記入できます。ご自分のプリンターで印刷してください。

カンパ大募集
 カンパとチラシ配布は、それぞれ別ものです。
 得意な分野、可能な内容でご協力ください！
 カンパは印刷代・郵送料にあてます。
 チラシがなくなったら会計報告をします。

「憲法 T シャツ」のページ



戦争こりこり、原発まっぴらごめん党宣言

80 年前、わたしたちの前世代の人たちは、生活全面にわたる軍事統制と強制措置、軍国主義日本によるアジア・太平洋諸国侵略の結果として受けた軍事侵襲と空襲により、多くの命を失い、生き残った人たちも凄惨な生活を強いられました。1945 年の敗戦による戦争終結によっていのちの保障と自由を取り戻し、もう戦争はこりこりだと心の底から思ったと言います。

日本による侵略戦争によって、海外では 2000 万人以上もの人々が亡くなり、日本人も国内外を含め 300 万以上の命が失われています。かろうじて戦争を生き延びた人々は、「戦争は二度とするものではない」「戦争は絶対にダメだ」と誰しもが口にします。

そして 14 年前、今度はわたしたち自身が、東日本大震災を引きがねとした東京電力福島第一原発事故により、核被曝の恐怖を味わうこととなりました。1979 年のスリーマイル島原発事故、1986 年のチェルノブイリ原発事故があったにもかかわらずです。これを教訓とせず、「安全神話」にどっぷりとつかっていたためだという指摘がなされています。

膨大な数の人々が住みなれたふるさとを追われ、原発事故関連死として命を失った人も少なくはありません。14 年後の現在までも故郷に戻れない人も多く、放射線被曝の影響と不安は孫子の世代までも引き継がれます。こんなことは二度と起こしてはならない、原発はまっぴらごめんだとわたしたち自身が強く決意したものです。

ところが敗戦から 80 年、原発事故からわずか 14 年で、わたしたち自身や先人たちの後悔と反省を忘れたかのごとく、この国の政策は戦争と原発回帰に向けて動き出し、さらにその速度を高めようとしています。

中国・朝鮮を敵視した政策のもとで、軍事費を 5 年間で 2 倍にし、他国攻撃を可能とする兵器を装備し、攻撃用兵器の輸出さえ可能にしようとしているのです。平和憲法を持ち、軍隊を持たない、戦争をしないと言った日本においてあり得ない事態です。沖縄諸島は地元の強い反対にもかかわらずミサイル基地とされ、戦争前夜という様相です。

原発に代って、脱炭素化を口実に原発再稼働が強引に押し進められ、設計時の耐用年数 40 年を超えて、60 年以上の無謀な長期運転を可能にしてしまいました。原発立地の自治体の不安や反対には、交付金というカネの力でこれを抑え込んでいるのが実情です。地震大国日本には原発立地の適地などひとつもありません。そもそも原発は発電者の核被曝を前提とするものであり、恒常的に放射性廃棄物を排出し、使用済

る利権集団です。いっほう庶民れば、いちばんに被害を受けるならないものです。
 道を選びます。不当な支配に對ることが当たり前になってしまってみる必要があります。大深ならないものです。原発も原爆ん。みんな人間がもたらしたも
 (2025.3.11)

80年前、もう戦争はこりこりだと思った



14年前、原発はまっぴらごめんだと考えた

Free name は大軍拡と原発再稼働に反対します！

このチラシは皆さまのご協力によって作られ、配布されています。

(2025年版)

フリー版チラシ
 「戦争こりこり・
 原発まっぴらごめん党宣言」

追加報告（住民訴訟上告）

3ページに「上告検討中」との報告をしましたが、3月10日、重い体を引きずるようにして（吸入用酸素ポンペを背負って）、東京高裁に行き上告手続きをしてみました。

いかに契約があるとはいえ、訴訟事務委託による経済的な利益が確定していない（判決が確定していない）段階での公金による成功報酬支払いは、地方自治法第232条の3「支出負担行為」に違反するばかりでなく、当該時点では、代理人弁護士が同条の5の「債権者」には当たるとは到底考えられないからです。また控訴審判決では全く触れられていませんが、成功報酬支払は民事訴訟法第116条と明らかに矛盾する行為です。法の適用と運用に誤りがあると言わねばなりません。

みたび「日本学術会議法人化法案」について

政府は3月7日、日本学術会議を2026年10月から国の特別な機関から特殊法人に移行する法案を閣議決定しました。会員の選考は首相から外したものの、会長が任命する会員の選考委員に対して首相の影響が及びます。

そもそも学術会議問題は、菅元首相による6名の会員任命拒否が発端であり、いまだにその理由も明らかにされず、撤回もされていません。これを解決するためには、たんに首相の（形式的であるにせよ）任命という文言を学術会議法から外せばいいだけの話です（日本学術会議法第7条2項・第17条）。学術会議が独自に候補者を選考するようにすれば、名実ともに学術会議の独立性は保たれます。国は学術会議に十分な予算措置をし、必要に応じて会計監査を実施すればいいのです。

山際壽一元会長によれば、現状では予算は人件費や事務経費がほとんどで、国際会議の旅費などは会員が負担せざるを得なくなっており、会員は手弁当・ボランティアでこれに当たっているのが実情だそうです。他国のナショナルアカデミーと比べても日本の予算措置は格段に少ないとのこと（2025年3月8日 VIDEO NEWS）。

学術会議の在り方に何ら問題はなく、法人化の必要性は全くなく、社会的要請もされていません。「問題」と言っているのは政権政党の右派議員たちです。彼らにとって政権の方針に必ずしも迎合しない学術会議は「問題」であるということです。その問題の核心は、戦後一貫して守ってきた軍事研究反対という日本学術会議の姿勢です。しかし、戦争に反対し、平和を望む市民にとって、これはむしろ守られるべき命題です。

学術会議法人化法案の本質は、政権政党による軍備拡大路線の阻害要因となる同会議の姿勢を変えさせることにあります。それは、軍需産業によって利益の拡大をはかろうとしている経済界の一部、「死の商人」の利益にかなうことでもあります。

市民・大衆にとって、学術会議問題は学問、研究、教育の自由にとどまらず、戦争と平和を考える自らの問題としてとらえる必要があります。

サンホセの会 4月定例会

【日時】4月20日（日）

午後1時30分～3時30分

【場所】中央公民館 202学習室

【テーマ】詳しくは追って連絡します。

※オンライン参加希望の方は2月14日（金）までにご連絡ください。

音声データ消去事件

損害賠償請求訴訟 第2回口頭弁論

【日時】2025年4月18日（金）午後1時30分

【場所】東京地裁立川支部 408号法廷

【集合】4階法廷控室午後1時20分

【最寄駅】多摩都市モノレール高松駅下車徒歩5分

【後記】「追加報告」にも書いたように体調は悪くなるばかりです。歩き続けるのはキツイけれど、歩けないわけではなく、時には酸素も使うという、面倒な状態です。いきおい出かけること、動くことがおっくうになり、「行動の人」ならぬ「口舌の徒」です。そんな中、スーパーカブという「シニアカー」がぼくの頼りになる相棒です。



「自由と人権」は公民館利用登録団体です。基本的人権や市民的自由について考え、行動しています。関心のある方は、表紙連絡先までお知らせください。